

広島県告示第百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称 鹿籠二丁目 (五四六)	土砂災害警戒区域 の自然現象 の発生原因 因となる の種類	所在地 広島県安芸郡府中町鹿籠二丁目地内
崩壊 急傾斜地の	表区域 示の	土砂災害特別警戒区域 の自然現象 の発生原因 因となる の種類
次の一図のとおり	区域の名称 鹿籠二丁目 (五四六)	土砂災害特別警戒区域 の自然現象 の発生原因 因となる の種類
崩壊 急傾斜地の	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に砂土第表 め第へ関防に砂土第 る八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	次の一図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。